

高山市の監査

[illegible]

監査制度のあらまし

令和 6 年度の監査結果



令和 7 年 5 月

高山市監査委員事務局

目 次

I 監査制度のあらまし

1. 監査とは	1
2. 監査委員の役割	1
3. 監査の流れ	2
4. 監査の種類	2
【監査等一覧表】	3
5. 監査基準	4
6. 監査の視点	4

II 令和 6 年度の監査結果

1. 定期監査	6
2. 随時監査（工事監査）	7
3. 財政援助団体等監査（指定管理、補助金等）	8
4. 決算審査	10
【一般会計の財務諸表】	12
5. 例月出納検査	13
6. 住民監査請求に基づく監査	13

I 監査制度のあらまし

1. 監査とは

市（地方自治体）における監査とは、『市民や団体などに不利益や損害が被らないようにするため、独立した立場の第三者（監査委員）が、市が行う業務について真実性や妥当性を評価し、その結果を市民等に伝えること』です。

地方自治法第2条には、最少の経費で最大の効果を挙げること、組織や運営の合理化に努めること、さらには、法令に違反した事務処理をしてはならないこと等が定められています。また、市民が安心して暮らすためには、市の行財政運営の健全性と透明性の確保が必要であり、そのために適正に監査を実施することが求められます。

2. 監査委員の役割

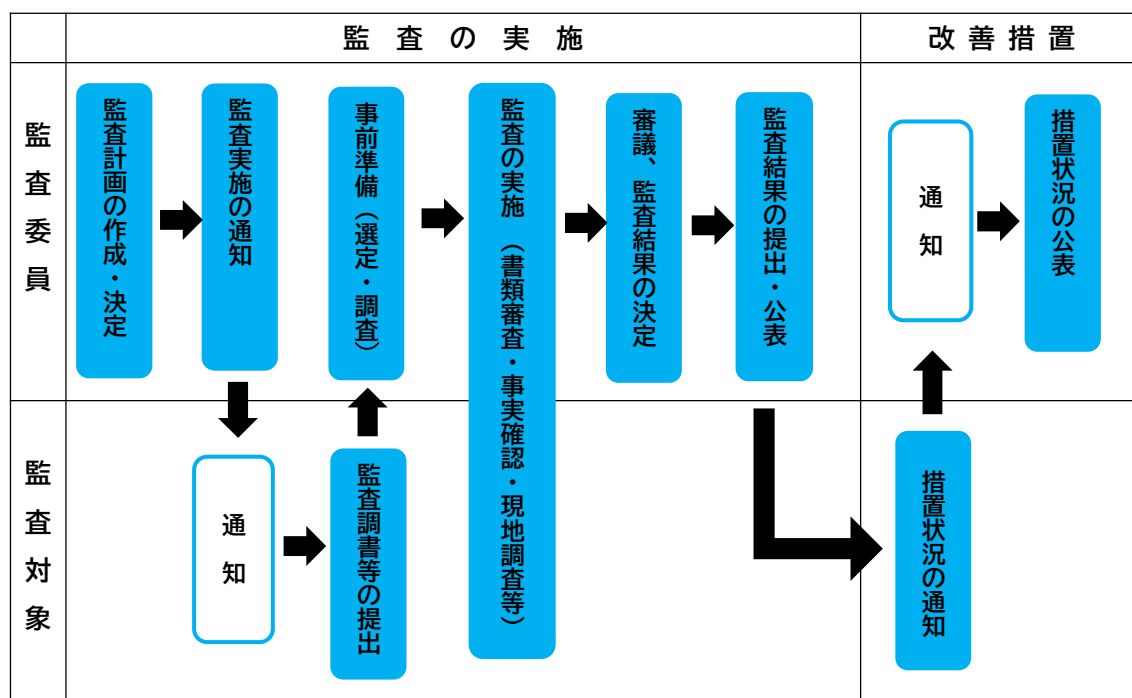
監査委員は、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に行われているかどうかチェックするため、地方自治法（第180条の5）に基づいて設置が義務付けられている独立した執行機関です。

各監査委員がそれぞれ職権を行使する「独任制」ですので、各地方自治体において「監査委員会」という組織は存在しません。この点が、同じ条文で定められている教育委員会や選挙管理委員会などと異なります。

高山市の監査委員の定数は３名で、内訳は、行政運営に優れた専門性を有する「識見委員」が２名、議員の中から選任される「議選委員」が１名です。識見委員の中から代表監査委員１名が選ばれることになっています。

区 分	氏 名	委員就任年月日
代表監査委員	さとう のぼる 佐藤 昇	令和 7 年 5 月 13 日
識見監査委員	ひの すみこ 日野 寿美子	令和 3 年 4 月 1 日
議選監査委員	すいもん よしあき 水 門 義 昭	令和 7 年 5 月 13 日

3. 監査の流れ



4. 監査の種類

一般的に広い意味で「監査」という言葉が使われていますが、目的等によって、次のとおり「監査」「検査」「審査」に分かれています。

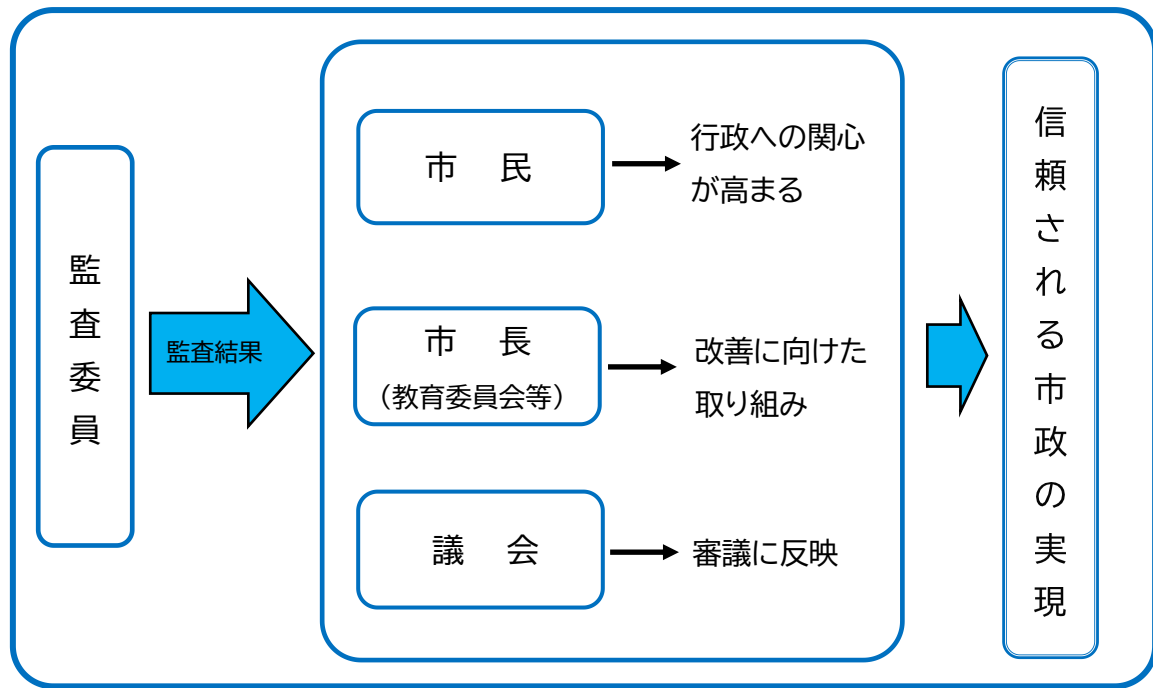
- ・ 監査 執行状況の真実性や妥当性の検証に重点を置き、指導・助言を行う。
☞ 定期監査、随時監査、財政援助団体等監査
- ・ 検査 計数の正否を調べることに重点を置き、現状を確認する。
☞ 例月出納検査
- ・ 審査 計数の正否を確認することに重点を置き、一定の判断を下す。
☞ 決算審査

実務の上では、いずれも「監査」の概念の中で行われており、このあらましにおいては、特別な場合を除き一括して「監査」、あるいは高山市監査基準に準じて「監査等」と表記します。

【監査等一覧表】

高山市では、年間を通じて次の監査等を実施しています。

名 称	内 容	実施時期
定期監査	年2回期日を決めて、市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業が合理的かつ効率的に行われているか監査します。	5月頃 2月頃
随時監査 (工事監査)	監査委員が必要と認める場合に、定期監査に準じて実施します。 高山市においては、毎年、工事監査を実施しており、市が実施する工事について技術士に調査委託し、専門的な見地から監査します。	10月頃 11月頃
財政援助団体 等監査	指定管理者が公の施設を適正に管理・運営しているか監査します。 また、市が補助金を交付している団体に対して、補助金が適正に使われているか監査します。	11月頃 1月頃
例月出納検査	市が保管する現金の残高及び出納事務が適正に行われているか検査します。	毎月25日 頃
決算審査	一般会計・特別会計及び公営企業会計等の決算内容が正しいか、予算が適正かつ効率的に使われているか審査します。 そのほか、基金の運用状況や財政健全化法による指標についても審査します。	6月～8月 頃
住民監査請求 に基づく監査	市民から、公金支出、財産管理、契約締結等の財務会計について監査請求があった場合に監査します。 ◎住民監査請求とは、市民が、市長などの執行機関や職員による財務会計の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求するものです。	随時



監査結果（決算審査
意見書）の提出

書類監査
(監査委員室)



Ⅱ 令和6年度の監査結果

1. 定期監査

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について、合理的かつ効率的に行われているか、２回（上期・下期）に分けて監査を実施しました。

☞地方自治法第199条第1項、第4項

■監査対象 上期：支所 3支所

下期：本片 5 部

■主な指摘事項（上期）

○庁舎使用の際に発生する必要経費において、使用許可の際に徴収するよう定められているが、許可日より後に納入されている状況が見受けられた。高山市庁舎の開放に関する規則に基づいた適切な処理に努めてください。

○支所敷地内に普通財産である吹きさらしの物置に、危険物である混合油の入った携行缶が放置されていた。誰もが容易に出入りできる場所であるため、安全かつ適切な管理に努めてください。

■主な指摘事項（下期）

○関係自治体や民間組織 13 団体に、戦略的な観光振興を目的に負担金を交付しているが、昭和 39 年から交付し続けているものや、構成する団体、目的が一部重複しているものが見受けられた。発足した経緯や目的を整理し、効果の検証を行うよう努めてください。

○当初は新設を想定し測量等委託料を積算していたが、年度途中である7月に再協議の結果、改修へ変更したことで多額の不用額が発生していた。市の財政状況は年々厳しくなっていくことが予想されるため、地方自治法第218条（補正予算）第1項に基づき、年度途中に多額の不用額が確定した場合は、減額補正による対応を検討してください。

3.財政援助団体等監査（指定管理、補助金等）>>>>>>>>>>>>>>>>

市が行っている個人や団体等への様々な補助事業及び市有施設の指定管理者に対して監査を実施しました。

👉地方自治法第199条第7項

■監査対象 指定管理：4社
補助金等：8件

■主な指摘事項（指定管理）

○販売おける使用料は、許可の際に納入しなければならない規定としている。
しかしながら４月１日に許可しているにもかかわらず、８月と１２月に納入されていた。条例及び規則に基づいた適正な業務遂行に努めてください。

○条例において施設の運営及び事業に関する重要事項を協議するための委員会を設置しなければならないと定めているが、令和３年度以降、一度も開催されておらず、委員の委嘱も実施していなかった。長期にわたり委員不在となっていたことから委員会の必要性について検討してください。

○道の駅付帯施設においては、条例及び規則において、総売上高に2.5%を乗じて得た額を納入金として市へ納めることとしている。しかしながら、著しい物価変動等により売店・レストランの収入は赤字となっていた。

事業実態を考慮することなく、総売上高を納入金の算定基礎としていることに問題があると考え、算定方法の見直しについて検討してください。

○指定管理者制度運用ガイドラインでは、備品購入後は速やかに台帳を整備し、変更協定を締結することとしているが、管理施設や貸与備品に変更があったにもかかわらず、台帳に記載がない施設や変更協定が締結されていない施設が散見された。今後、基本協定書に定められている管理物件に変更があった際は、速やかに台帳を整備するとともに変更協定を締結するよう努めてください。

■主な指摘事項（補助金等）

○補助金の交付決定を受けた者は、申請書等の内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないと規定しているが、年度途中に従業員1名が退職しているにもかかわらず、年度末になって変更承認申請書が提出されていた。事実が生じた時点で変更等の手続きをするよう、所管課は補助対象者に対し適切な指導を実施してください。

○監査対象となった補助金制度は事業の見直しにより平成31年3月に創設し、同年4月から施行していた。それに伴い旧規則は廃止となったが、5年以上経過した現在も市ホームページの例規集に掲載されていた。早急に適正な手続きを実施してください。

《財政援助団体等監査の様子》

書類監査

（ふれあい児童館
・老人いこいの家）



現地監査

（城山公園）

4. 決算審査

前年度（Ｒ５）に予算執行した内容について、市長から審査に付された決算書及び関係書類の計数を確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているか審査を実施しました。他の監査を「期中監査」に例えると、決算審査は「期末監査」に相当します。

決算及び基金の運用状況の審査結果については、審査意見書としてまとめ、健全化判断比率及び資金不足比率（※）に関する意見書とともに、毎年、市長等に提出しています。

また、歳入歳出決算書は、監査委員の意見を付して市議会定例会に上程され、本会議及び予算決算特別委員会において審議が行われます。

👉 地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項

■監査対象 一般・特別会計：全部課（上水道課を除く）

公営企業会計水道事業会計：水道部上水道課

公営企業会計下水道事業会計：水道部下水道課

■主な指摘事項（一般・特別会計）

○令和５年度の当初予算では、市政全般における新規・拡充事業の内、予算の執行率が４０％以下の事業は１４件、その内市長公約事業は１０件も含まれていた。市長公約事業は、市長の想いや政策的意図が特に強く込められたものであり、その執行率は政策効果と直結するものである。多額の不用額が発生した結果を踏まえ、より精度の高い積算や効果的な周知を行うとともに、事業の進捗状況を適宜把握し、効果ある事業となるよう努めてください。

○平成 29 年度の決算審査意見書において、徴収努力を行った上で、収納の可能性が極めて低いと判断される債権については、債権放棄もやむを得ないと指摘したところであるが、福祉金庫基金については未だに昭和 53 年度からの債権を管理している状況であった。前回の指摘から 7 年経過した今も、改善されない原因を究明し、条例に基づき債務者や相続人等の実態把握に努め、適正な債権管理事務に努めてください。

■主な指摘事項（公営企業会計 ～水道事業～ ）

○当年度末における水道料金の過年度分（平成11年度～令和4年度）の未収金は、前年度と比較し158万円増の9,318万円であった。当年度中に収納の無かった4年間の未収金（実人員72名）について調査した結果、内56名については未接触となっていた。また、過年度分未収金のうち、25.3%は死亡が確認された方であったが、相続人等の追跡調査は全く実施されていなかった。公平・公正性の観点からも、徴収努力を怠ることなく適正な債権管理に努めてください。

■主な指摘事項（公営企業会計 ～下水道事業～ ）

○当年度も、前年度に引き続き営業費用が営業収益を大きく上回り、営業損失15億7,031万円となった。最終的な当年度純利益は0円となっているが、これは赤字補填分として下水道事業補助金2億9,583万円が一般会計から繰り入れられた結果である。今後も、多額の繰入金は一般会計の財政運営に大きな影響を与えることが懸念され、使用料改定を見据えた財源の確保が喫緊の課題である。使用料改定を視野に取り組みを加速するとともに、あらゆる媒体を活用した積極的な広報活動に努めてください。

<<<< 用語解説 >>>>

※健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、地方公共団体（市）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの指標を「健全化判断比率」と定めています。

- ① 実質赤字比率・・・一般会計等の赤字の大きさを表した割合
- ② 連結実質赤字比率・・・公営企業等を含めた全会計の赤字の大きさを表した割合
- ③ 実質公債費比率・・・市の借入金（地方債）の返済額の大きさを表した割合
- ④ 将来負担比率・・・地方債など現在抱えている負債の大きさを表した割合

高山市においては、全般的に良好な財政状態が維持されているため、いずれの指標についても、算定されないか、もしくは基準数値内に収まっています。

※資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率のことです。高山市においては、すべての公営企業会計について資金の不足額がないため、算定されませんでした。

【一般会計の財務諸表】

高山市では、市の財政状況を客観的に把握し、効率的な財政運営などに役立てるため、貸借対照表などの財務諸表を作成し公表しています。

令和5年度 貸借対照表（バランスシート）

資産の部 2,276 億 888 万円 《行政サービスを提供するために保有している財産》 ●固定資産 1,985 億 7,111 万円 ・有形固定資産 1,633 億 2,636 万円 ↳ 学校や道路などの建設に使われたお金 ・無形固定資産 4 億 8,888 万円 ↳ 地上権や借地権など形のない資産 ・その他の資産 347 億 5,587 万円 ↳ 関係団体への出資金や各種基金など ●流動資産 290 億 3777 万円 ↳ 現金や財政調整基金などすぐに現金化できる基金、市税等の未収金など	負債の部 247 億 7,961 万円 《学校や道路等の建設のための借金など将来の世代が負担するお金》 ●固定負債 204 億 1,499 万円 ↳ 負債のうち、令和 7 年度以降に支払う費用 ●流動負債 43 億 6,462 万円 ↳ 負債のうち、翌年度（R6）に支払う費用 純資産の部 2,028 億 2,927 万円 《これまでの世代が負担したお金》 ●純資産 2,028 億 2,927 万円 ↳ 学校や道路等を建設するために使われた国や県からの補助金や税金
---	--



市民一人あたりにおきかえると・・・

○土地・建物など	198 万 2 千円	○借入金など	30 万円
○出資金など	42 万 1 千円	○純資産	245 万 4 千円
○現金など	35 万 1 千円		
計	275 万 4 千円	計	275 万 4 千円

◎財務諸表は、総務省が示している基準により作成しています。

◎行政コスト計算書や資金収支計算書などは、市の公式ホームページに掲載しています。 URL <https://www.city.takayama.lg.jp/>

5. 例月出納検査

一般会計、特別会計、公営企業会計について、毎月の現金の出納事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種資料に基づき、主に次のような項目に関する確認を行いました。

- ・歳入（市に入るお金）及び歳出（市から出るお金）の総額
- ・歳入歳出外現金（一時的に預かるお金など）の増減
- ・基金（目的ごとの貯金）の増減
- ・月末残高と金融機関の残高証明書との突合
- ・つり銭などの現金の保管状況

☞ 地方自治法第 235 条の 2 第 1 項

6. 住民監査請求に基づく監査

市民から財務会計（公金支出、財産管理、契約締結等）について監査請求があった場合に実施する監査です。令和6年度は請求が4件ありましたが、内容が住民監査請求の性質ではないため監査対象となりませんでした。

👉地方自治法第242条第1項

◎住民監査請求は、市民が、市長などの執行機関や職員による財務会計の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて監査を求め、必要な措置を講ずるよう請求する制度です。



※各監査の詳しい結果及び措置(対応)状況については、市の公式ホームページに掲載しています。

URL <https://www.city.takayama.lg.jp/>

[高山市役所](#) > [行政情報](#) > [サイト内検索](#) > [監査委員事務局](#)



高山市の監査

監査制度のあらまし / 令和6年度の監査結果

令和7年5月発行

発行 高山市監査委員事務局
〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18
TEL 0577-35-3158
Mail kansa@city.takayama.lg.jp

この冊子は、監査のしくみや結果について、市民の皆さんに
分かりやすくお伝えするために作成しました。